

別表第二(第二条)

高等学校名	地域名
(文理共創科)	
八幡	北九州地区
(理数科)	
八幡	北九州地区
新宮	福岡地区
筑紫丘	福岡地区
明善	筑後地区
嘉穂	筑豊地区
鞍手	筑豊地区、木屋瀬中
(英語科)	
北筑	北九州地区
香住丘	福岡地区
久留米	筑後地区
嘉穂東	筑豊地区

注

地域名欄の北九州地区は、築上郡、京都郡、遠賀郡、中間市、豊前市、北九州市、行橋市を示し、福岡地区は、宗像市、福津市、糟屋郡、古賀市、那珂川市、太宰府市、春日市、大野城市、筑紫野市、糸島市、福岡市を示し、筑後地区は、三潞郡、八女郡、みやま市、うきは市、三井郡、小郡市、朝倉郡、八女市、筑後市、朝倉市、柳川市、久留米市、大牟田市、大川市を示し、筑豊地区は、田川郡、鞍手郡、宮若市、嘉穂郡、田川市、直方市、飯塚市、嘉麻市を示すものとする。

別表第三(第二条)

高等学校名	中学校名
育徳館	福岡県立育徳館
門司学園	福岡県立門司学園
宗像	福岡県立宗像
嘉穂	福岡県立嘉穂高等学校附属

別紙様式(第五条) 略 (福岡県立高等学校入学者選抜要項二十一頁に掲載)

注 地域名欄及び備考欄の○○中、○○小は、それぞれ市町村（学校組合）教育委員会が定める当該中学校及び小学校の通学区域を示すものとする。

第十三学区		第十二学区		第十一学区		第十学区				第九学区	
直 鞍 方 手		嘉 嘉 嘉 穂 穂 穂 合 東 穂		東 田 鷹 川		三 池	山 門	伝 大 一 川 習 樟 館 風	三 瀨	福 八 島 女	
代 中 間 市、水卷町、北九州市のうち木屋瀬中、香月中及び千		福智町、穎田中、木屋瀬中				筑後中		北野中、木中、筑邦西中、屏水中、青陵中、高牟礼中、田主丸中、原中、牟田山中、諏訪中、良山中、明星中、宮ノ陣中、荒羽大塚中、筑後北中、久留米市のうち城南中、江南中、櫛		荒木中、大木町、東山中、三瀨中	

別表第一(第二条)
(普通科)

第四学区	第三学区	第二学区	第一学区	学区名	地域名	高等学校名	備考					
福古糟福宗 岡市のうち 志賀中、和白中、和白丘中、香椎第 一中、城香中、香椎第二中、香椎第 三中、多々良中、松崎中、多々良中 央中、青葉中、箱崎中、福岡中、多々良中 代中、吉塚中、博多中、箱崎清松中、千 照葉中	中遠 八八 幡幡 間賀 西東 市郡区区区	北九州市のうち 幡幡 松 戸畑 南北 区区区区	北九州市のうち 司 南北 区	築上 豊前 京橋 行橋 市郡市郡	築上 豊前 京育 徳上 都館西	若松 戸畑 若松区 若松区	東筑 鞍手町	遠賀 遠賀町、岡垣町、遠賀町	須恵 席田中	香住 香椎丘	福岡	東光中、席田中、住吉中、東住吉中

2 前項の規定にかかわらず、別表第三の高等学校名欄に掲げる高等学校に、当該高等学校名欄の下欄に掲げる中学校を卒業した者が引き続き入学しようとする場合、県内全域を学区とする。

(入学の出願)

第三条 高等学校に入学（転学及び転籍を含む。以下同じ。）しようとする者は、本人及びその保護者の居住地の属する学区の高等学校に出願しなければならない。ただし、本人及びその保護者が別表第一の備考欄に掲げる地域に居住する場合にあつては、当分の間、当該備考欄の上欄に掲げる高等学校に出願することができる。

(出願の特例)

第四条 前条の規定にかかわらず特にやむを得ない事由があるときは、学区外の高等学校に出願することができる。

(学区外出願の申請)

第五条 前条の規定により学区外の高等学校に出願する者は、別に教育長が定める場合を除き、学区外高等学校入学志願申請書（別紙様式）を、出願しようとする高等学校を経て、教育長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により、提出した書類の記載事項中に、虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(補則)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(中 略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区区域に関する規則の規定は、令和六年度以降に入学する者から適用する。

※ 第五条の学区外高等学校入学志願申請書（別紙様式）は、福岡県立高等学校入学者選抜要項二十一頁に掲載しています。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、福岡県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学区)

第二条 高等学校の学区は、次の表の上欄に掲げる課程ごとに、同表の中欄に掲げる学科等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

課程	学科等	学区
全日制課程	普通科（同科に置かれるコース及び単位制による課程を除く。）	別表第一のとおり。
	普通科に置かれるコース	県内全域
	普通科（単位制による課程）	
	文理共創科	別表第二のとおり。
	農業に関する学科	県内全域
	工業に関する学科（同科に置かれるコースを含む。）	
	商業に関する学科	別表第二のとおり。
	水産に関する学科	
	家庭に関する学科	
	情報に関する学科	
福祉に関する学科		
理数に関する学科		
外国語に関する学科		
定時制課程	芸術に関する学科	県内全域
	総合学科	
	専攻科	県内全域
	すべての学科	
通信制課程	普通科	県内全域

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則

(説明)

本規則は、福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年教育委員会規則第十七号）の全文である。

令和6年度
福岡県立高等学校入学者選抜要項

令和5年10月18日発行

問合せ先 福岡県教育庁教育振興部高校教育課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3904
FAX番号 092-643-3906
(学事企画係)

福岡県行政資料	
分類記号 ID	所属コード 2131109
登録年度 05	登録番号 0004